計画期間等

- <mark>計画期間</mark>は、平成28年度(平成28年4月)~平成32年度(平成33年3月)の<mark>5か年</mark>とする。
- プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの進捗状況を毎年把握・公表する。
- プランの中間年である平成30年度に、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、目標値等を見直す ほか、状況等の変化に対応し、目標値等を見直すこともあり得る。

主要な目標

■不本意非正規

- ○ハローワークによる正社員就職・正社員転換数: 8.1万人 (平成26年平均:1.55万人)
- ○ハローワークにおける正社員求人数: 38.2万人 (平成26年度:7.44万人)

■若者

- ○学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率: 90% (平成26年度:83.1%)
- ○ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率:80% (平成26年度:73.2%)

■有期契約労働者

○キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数:2,000人

(平成26年度:94人)

■待遇改善

○ユースエール認定企業の数: 10社 (平成28年2月末現在若者応援宣言企業:59社)

(1) 正社員転換等について

① 不本意非正規雇用労働者の正社員転換等

目標

- ○ハローワークによる正社員就職・正社員転換数: 8.1万人(平成28-32年度累計) (平成26年度:1.55万人)
- ○ハローワークにおける正社員求人数:38.2万人 (平成28-32年度累計) (平成26年度:7.44万人)

取組

- ○ハローワークにおける正社員求人の積極的な確保や、 正社員就職に向けた担当者制による支援等
- ○キャリアアップ助成金の活用促進による正社員転換等の 推進
- ○業界団体等に対する非正規雇用労働者の正社員転換・待 遇改善の取組についての要請
- ○就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進

② 対象者別の正社員転換等

ア. 若者等

目標

- ○学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率:90%
 - (平成26年度:83.1%)
- ○ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の 正社員就職率:80%

(平成26年度:73.2%)

取組

- ○若者雇用促進法の円滑な施行
- ○新卒者等の新卒応援ハローワーク等における正社員就職 の実現
- ○フリーター等へのわかものハローワーク等における きめ細かな職業相談及び定着支援等
- ○二ート・学校中退者等への地域若者サポートステーションにおける地方自治体、学校と協働した支援等
- ○ひとり親へのハローワークにおける就職支援や、就職に 有利な資格取得支援、職業能力開発施策の推進等
- ○雇用型訓練(OJTとOff-JTを組み合わせた実践的訓練) の推進等による若者の職業能力開発の推進

イ. 派遣労働者

○紹介予定派遣の増加:全事業所の10%

(平成25年度:全事業所数の8.3%)

取組

- 改正労働者派遣法の円滑な施行
- ○経過措置期間中の専門26業務で働く方への相談対応
- ○労働契約申込みみなし制度の円滑な施行、紹介予定 派遣の活用の促進、紛争防止措置の周知啓発等

ウ. 有期契約労働者

○キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規 雇用等に転換した労働者の数:2,000人(平成28-32) の助成金を活用した有期契約労働者の無期転換等の 年度累計) (平成26年度:94人)

- ○無期労働契約への転換ルール、雇止め法理の周知等
- 促進

工. 短時間労働者

- ○パートタイム労働法に基づく正社員転換措置の好事例の収集
- ○短時間正社員制度導入支援
- ○キャリアアップ助成金(多様な正社員コース)の活用促進

③ 「多様な正社員」の推進

取組

- ○短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等
- ○キャリアアップ助成金の多様な正社員コースの活用促進

(2) 待遇改善について

目標

○ユースエール認定企業の数: 10社 (平成28年2月末現在若者応援宣言企業:59社)

① 非正規雇用労働者共通の待遇改善

取組

- ○キャリアアップ助成金の処遇改善コース・人材育成コースの活用促進等による待遇改善・職業能力開発の推進
- ○セクハラやいわゆるマタハラについて、迅速・厳正な行政指導
- ○パワハラ対策、労働条件の確保・改善対策の推進、雇用管理改善による魅力ある職場づくりの推進、 労働保険の適用推進

② 対象者別待遇改善

ア. 若者

取組

- ○学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の 強化、学生・生徒等に対する労働法制の周知
- ○若者の雇用管理改善の促進、ユースエール認定 制度の推進
- ○キャリアアップ助成金の活用促進による職業能力 開発の推進

イ. 派遣労働者

取組

- ○労働者派遣法に基づく均衡待遇の推進
- ○教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等
- ○偽装請負など違法派遣に対する厳正な行政指導、 許可制の運用等
- ○派遣元事業主及び派遣先事業主に対する男女雇用機 会均等法の周知徹底

ウ. 有期契約労働者

取組

○労働契約法第20条の趣旨及び規定内容について、 周知徹底の強化

工.短時間労働者

取組

- ○パートタイム労働法の履行確保
- ○雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進、 職務分析・職務評価の導入支援・普及促進